

令和6年度環境対応車導入促進助成事業の手続き

(買取り導入事業者用)

(公社) 全日本トラック協会

実施要領13.(4)に定める、令和6年度における環境対応車導入促進助成事業に係る、買取りによって導入する事業者の手続きの詳細は、以下のとおりとする。

1. 交付申請

(1) 手順

- ・事業者は、助成対象車両の新車新規登録を行う前に、所属する地方ト協に対し、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(様式1)に代えて、5枚複写式の「全ト協様式1(第6条関係)」を提出すること。
- ・申請車両の型式の確認のため、必ず見積書(写)を添付すること。
- ・5枚目の申請者控えを地方ト協から必ず受け取ること。

■ 提出書類：全ト協様式1(第6条関係) ※1~5枚目を地方ト協に提出

[1枚目] 都道府県トラック協会控

[2枚目] 全日本トラック協会控

[3枚目] 交付決定通知書 「全ト協様式2(第7条関係)」

[4枚目] 環境優良車普及機構(LEVO)控

[5枚目] 申請者控(申請者において保管すること)

■ 添付書類：見積書(写)

- ・提出された交付申請書は、地方ト協より全ト協へ回付される。



(2) 助成対象車両及び助成額

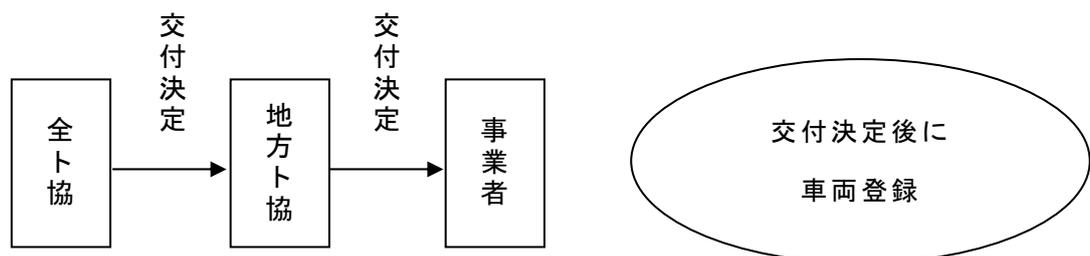
- ・助成対象車両の参考車両型式については、年度初めに全ト協のホームページで公表する。
- ・年度内に車両型式の追加等があった場合は、速やかに全ト協のホームページ情報を更新する。

(3) 交付申請書の提出期限

- ・令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)(全ト協必着)
- ・ただし、4月～6月の登録車両に限り事後の申請を認めることとし、その受付期限は7月31日(水)とする。
- ・上記期間内であっても、予算に達した場合は、受付を終了することがある。
- ・地方ト協の申請受付期間はそれぞれ異なるため、事前に確認を行うこと。

2. 交付決定および車両登録等

- ・全ト協は、地方ト協から回付された交付申請書を受領し、申請書および添付書類を審査後、予算の範囲内で交付決定を行い、おおむね10日毎に地方ト協へ交付決定通知書を送付する。
- ・地方ト協は全ト協からの交付決定通知を受けて、事業者に対し交付決定をおこなう。
- ・事業者は、交付決定後に、新車新規登録をおこなうこと。



3. 実績報告および助成金請求

- ・助成対象車両の新車新規登録を完了した事業者は、完了から原則1ヶ月以内に、所属する地方ト協へ実績報告書(兼助成金請求書)を提出すること。
- ・地方ト協の様式および各期限については、所属する地方ト協に確認すること。

■ 提出書類：実績報告書（様式は所属の地方ト協に確認すること。）

■ 添付書類：

① 「自動車検査証記録事項」を出力したもの（紙）の写し等

② 車両代金の領収書等（写）

※収入印紙付き領収書が入手できない場合は、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることが確認できる、銀行振込明細書やインターネットバンキング決済完了画面などの写しを提出すること。

※車台番号等の記載により導入車両を確認できること

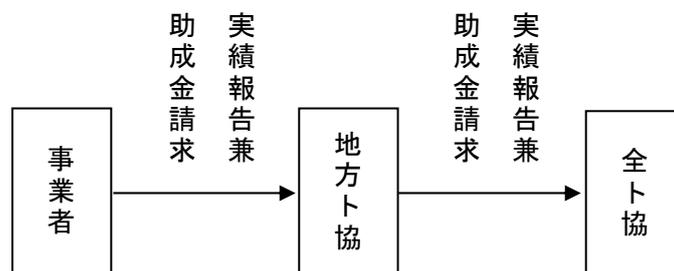
③（割賦の場合）割賦販売契約書（写）

※契約書に車台番号等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、物件受領証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。

④（電気自動車及び燃料電池自動車の場合）車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

⑤ そのほか地方ト協が定める書類

- ・ 地方ト協は、事業者から提出された実績報告書の内容をもとに、全ト協の様式にもとづいて、全ト協に実績報告書兼助成金請求書を提出する。

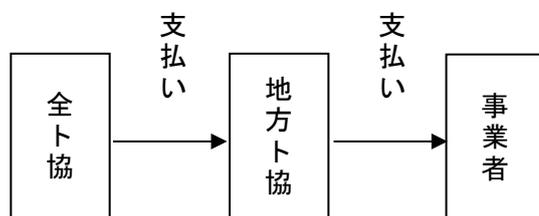


4. 助成金の支払い

- ・ 地方ト協は、事業者から提出された実績報告書兼助成金請求書の内容を審査の上、事業者に対し助成金を支払う。
- ・ 全ト協は、地方ト協から提出された実績報告書兼助成金請求書の内容を審査の上、

地方ト協に対し助成金を支払う。

- ・地方ト協から事業者への支払い条件については、所属する地方ト協に確認すること。



5. 変更および取下げ

- ・交付決定後に申請内容を変更する場合及び導入を中止する場合、事業者はあらかじめ地方ト協に報告したうえで、必要な書類を速やかに所属する地方ト協へ提出すること。
- ・地方ト協の様式については、所属する地方ト協に確認すること。

【変更】

提出書類	取扱い例
交付申請変更届出書※	<ul style="list-style-type: none">・車両型式の変更・申請台数の変更・使用の本拠の位置の変更、但し、同一都道府県内に限る。・大幅な事業完了日の変更

【取下げ】

提出書類	取扱い例
交付申請取下届出書※	<ul style="list-style-type: none">・助成額の増額を伴う変更・導入の中止・その他変更届で対応できない事項

※様式は地方ト協に確認すること。

6. 財産の処分制限等

(1) 助成金の返還

- ・交付要綱第11条及び第11条の2並びに第12条に該当する場合は、原則として、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する額の助成金の返還

(原則として月数割り) を求める。

- ・この場合、事業者は、以下に示す書類のほか、必要な提出様式および添付書類を所属する地方ト協に確認のうえ、速やかに地方ト協に提出する。

買取りの場合

- ・新規登録時の「自動車検査証記録事項」を出力したもの(紙)の写し
- ・財産処分時の「自動車検査証記録事項」を出力したもの(紙)の写し
- ・その他、全ト協が求めるもの

- ・地方ト協は、事業者から提出された内容を基に、全ト協の様式にもとづいて全ト協に財産処分等届出書を提出する。
- ・全ト協は、地方ト協から提出された届出の内容を審査のうえ、地方ト協に対し助成金の返還を求める。

(2) 助成金の返還の免除

- ・全ト協が以下に該当すると判断した場合は、助成金返還の対象としない。ただし、助成金の交付対象車両は永久抹消登録とすることを条件とする。
 - ① 財産処分の理由が自己の責によらないと判断されるもの
 - ② 財産処分の理由がやむを得ないものと判断されるもの
- ・なお、助成金返還が免除される場合であっても、地方ト協に対する必要書類及び、地方ト協が求める添付書類を提出すること。
- ・全ト協が事業者に対して助成金返還を求めないことを決定した場合、全ト協から事業者の所属する地方ト協に対してその内容を通知する。
- ・地方ト協は、全ト協からの通知を受けて、事業者にその内容を通知する。

7. そのほか留意事項

- ① トラック協会非会員事業者に対する助成は行わない。
- ② 地方ト協によって、助成額やその他制限事項を個別に設定している場合があるため、必ず事前に確認すること。
- ③ 本手続き内容に定めのない事項等については、本事業の趣旨に則り別途定める。

以上